

第五十一回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第二十三号

昭和四十一年四月五日(火曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 大竹 太郎君

理事 濱田 幸雄君

理事 細迫 兼光君

理事 唐澤 俊樹君

田中伊三次君

中垣 國男君

濱野 清吾君

横山 利秋君

出席國務大臣

法務大臣 石井光次郎君

出席政府委員

検事 新谷 正夫君

委員外の出席者

大蔵事務官 加治木俊道君

大臣官房財務(調査官) 高橋 勝好君

専門員 高橋 勝好君

四月五日

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

商法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二七号)

○大久保委員長 これより会議を開きます。

この際、参考人出席要求に関する件についてお

第一類第三号 法務委員会議録第二十三号 昭和四十一年四月五日

はかりをいたします。

先ほどの理事会で申し合わせましたとおり、た

だいま審査中の商法の一部を改正する法律案につ

いて参考人の出席を求め、その意見を聴取するこ

ととし、日時は来たる二十一日午前十時半とし、

人選等は委員長に御一任願いたいと存じますが、

これに異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よつ

て、さよう決しました。

○大久保委員長 次に、先ほどの理事会で申し合

わせましたとおり、人権擁護に関する件、国土館

大学問題について参考人の出席を求め、その意見

を聴取することとし、日時は来たる十五日午前十

時半とし、人選等は委員長に御一任願いたいと存

じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よつ

て、さよう決しました。

○大久保委員長 次に、商法の一部を改正する法

律案を議題といたします。

先般横山委員の発言もあり、本案に対する問題

点等の資料作成について専門員に調査を命じまし

たところ、去る三月三十一日本資料が提出されま

した。この際、理事会の決定により、本資料につ

いて専門員の説明を求めます。

○高橋専門員 三月三十一日、委員長の御命令に

よりまして調査室において取りまとめました「商

法の一部を改正する法律案に対する問題点」につ

きまして、内容を御説明申し上げます。

この問題点につきましては、二十九日委員長か

ら取りまとめの御下命があり、事の性質上至急こ

れを取りまとめの必要がございましたので、二十

九日、三十日の両日にわたりまして、全力をあげて

作成にあたったのでございますが、何ぶんにも時

間が短いために、ここに取りまとめましたものに

つきましては、その表現に舌足らずの点があった

り、あるいはその表現が必ずしも妥当でない点が

あるように考えられますので、その辺につきまし

ては何とぞ御了承願いたいと存じます。

この取りまとめの作業につきましては、次のよ

うな方針をとったのでございます。

今度提出されました商法の改正の項目といたし

ましては、株式の譲渡制限、額面株式と無額面株

式との間の変更、株式の譲渡方式の変更、議決権

の不統一行使、新株発行の手続、新株引き受け権

の譲渡、転換社債の転換の請求、この七項目に

なっております。このうち第二の額面株式と無額

面株式との間の変更、第三の株式の譲渡方式の変

更、第六の新株引き受け権の譲渡、第七の転換社

債の転換請求、これは一昨年四十六国会に提案さ

れた事項と同じでございます。その後、一の株式

の譲渡制限、四の議決権の不統一行使、五の新株

発行の手続、この三点が新たに付け加えられてお

りますが、この七点とも急に改正の問題が持ち上

がったわけではなく、相当古くからいろいろの方

面においていろいろの機会に論議されております

ので、私たちもその問題の所在というものは一応

心得ておりました。

そこで、取りまとめの方式といたしましては、こ

れらの問題点につきましていろいろの方々で議論

されているもののうち、比較的公正と思われ、同

時に重要な意味を有するものを取り上げ、さらに

それらの点につきまして、この改正案に取り入れ

られていないものにつきましては、はたして取り

入れないでいいものか、また取り入れない場合に

問題はどうかというふうになるか、こういうような観

点から問題を整理いたし、この改正案に取り上げ

られました問題につきましては、この改正案で問

題点はすべて解消されているかどうか、あるいは

さらに残っている点はないか、こういうような観

点から問題を整理したのでございます。

整理の方法は、まず基礎的な問題、一般的な問

題、それからいまして上げました七つの項目に

従って個別的な問題、便宜上いろいろに分けま

した。

以下、このプリントに従いましてこれを読み上

げて、若干の御説明を申し上げたいと思ひます。

一 基本的問題

(一) 商法(会社法・以下同じ)をめぐる各種

の問題、従つてまた、商法改正の要否ない

しその必要性に関する論点は、商法が現在の

の社会経済事情にマッチするか、否かとい

う点にある、そこで、

(1) 商法が資本金数億圓、株主数十万人

という超大型会社から、資本金数十萬圓、

株主十数人という弱小会社に至るまで、

みな一様に適用されることになつてい

る。この点を放置しておいてよいか。

(2) 一株五〇圓という株式の券面額があま

りに時代離れなものである。その結果、

株主は、ぼろ大な数にのぼり、株券は天

文学的な数字になつてゐる。これが株主

總會、株式の名義書換、その他株式をめ

ぐるあらゆる問題の禍根をなしている。

この点にメスを加へず他の論点につ

て改正を行つても問題の解決にはならな

いといわれている。改正案にはこの点に

ついて何等かの考慮が払われているか。

(三) 政府提出にかかる改正案については、学

界においては次の諸点に問題があるとして

いる。

第一類第三号 法務委員会議録第二十三号 昭和四十一年四月五日

はかりをいたします。

先ほどの理事会で申し合わせましたとおり、た

だいま審査中の商法の一部を改正する法律案につ

いて参考人の出席を求め、その意見を聴取するこ

ととし、日時は来たる二十一日午前十時半とし、

人選等は委員長に御一任願いたいと存じますが、

これに異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よつ

て、さよう決しました。

○大久保委員長 次に、商法の一部を改正する法

律案を議題といたします。

先般横山委員の発言もあり、本案に対する問題

点等の資料作成について専門員に調査を命じまし

たところ、去る三月三十一日本資料が提出されま

した。この際、理事会の決定により、本資料につ

いて専門員の説明を求めます。

○高橋専門員 三月三十一日、委員長の御命令に

よりまして調査室において取りまとめました「商

法の一部を改正する法律案に対する問題点」につ

きまして、内容を御説明申し上げます。

この問題点につきましては、二十九日委員長か

ら取りまとめの御下命があり、事の性質上至急こ

れを取りまとめの必要がございましたので、二十

(1) 改正案は、大会社又は証券業者の利益擁護の面への力をそぎ、一般の株主の利益の擁護に欠け、株主の声が反映されてない。

(2) 改正案は、いわば部分的な改正点の集積であつて、改正の方向に一貫性が欠けるうらみがあり、商法の指導性が失われているとのそしりをまぬかれたい。

これは申し上げるまでもなく今度の商法改正の一番根本をなすものは、何と申しましたも株券が非常に多く、株式の名義書きかえその他のために、会社はほとんど株券の中に埋まって仕事をしているような関係であり、その経費も膨大なものの上つてゐる。これを何とかしてほしいというのがそもそもの出発点であるように考えられますので、これにつきましては何れも触れておりませんが、これについてどういふうな解決がはかられたか、その点が問題として残る、こういうふうな考えに基づくものであります。

第二の個別的な問題につきましては申し上げます。二 個別的な問題

(一) 株式の譲渡制限について

(1) 昭和二十五年における商法の改正は、資本と経営とを分離し、株式会社の民主化の達成という根本的立場を打出し、いかなる方法をもつてするも株式の譲渡をさまたげ制限を加へることは出来ないこととした。しかるに、今度の改正案の第一点は、定款をもつてする限り、いかなる会社においても、株式の譲渡制限を行うことが出来るものとしてゐる。このように一八〇度の転換を試みた理由は奈辺にあるか。必ずしも明かでないものがある。

(2) 譲渡制限復活の理由として、会社荒しや会社乗取り行為を防止することにより、会社の運営の安定に資するということとなつてゐるが、これは反面においては無能な経営者、好ましからざる

会社理事者を不当に擁護する結果になる虞れがあり問題が残りはしないか。

改正案には株式の譲渡制限に反対の株主については、その投下資本の回収について当該株主保護に関する規定を設けてゐるのでそれで十分であるとしてゐるが、その規定は甚だしく煩雑であるばかりでなく、例えば、裁判所に売買価格の決定方の請求をするまでに四十四日という長期間を要することになつてゐることに等しいと見て、その利用価値が少く、結局株主の利益保護に欠けることになる懸念がある。

(3) 改正案第三四八条によれば、株式の譲渡制限を行うための定款変更のための株主総会は、総株主の過半数が出席し、かつ発行済株式の総数の三分の二以上の多数の賛成を必要とすることになつてゐるが、株主数の非常に多い会社において数千人の株主が出席し、法の期待するような条件を充つ株主総会をもつことが出来るかどうか疑問である。却つて形式的な株主総会を助長することになる虞れがある。

(4) 株式の譲渡制限に踏み切ることのできる会社は、同族会社及び株主数の比較的に少い中小会社に限られるものと思われ。しかるに、このことを法文の中に明かにして改正法の適用対象を明らかにし、これによつて業界に無用の混乱を招くことを避けるための配慮を示すべきではないか。

こういう点でございます。これもまた特に申し上げる必要もないものと思ひます。

(二) 無面株式と無額面株式との変更について
商法の一部を改正する法律案参考資料(八七頁)によれば、現に無額面株式を発行してゐる会社は三菱倉庫、住友金属、及び富士観光の三社に過ぎず、無額面株式制度

はほとんど利用されてないのが実情である。なほ故、この際無額面株式を無額面株式とし、また無額面株式を額面株式とするため相互変更を認める必要があるのか、その理由と法律改正の緊急性はどこにあるか不明である。

これは提案理由に明らかにされておりますが当面緊急を要する事項といふことから見まして、はたしてこの点に手を加へる必要があるか、こういう疑問でございます。

(三) 株式の譲渡方式について

(1) 改正案は株式の譲渡について、従来株式の譲渡は株式に裏書を要するがまたは譲渡証書を作成し交付するという方法によつてこれを行うことになつてゐたのを改め、株券の交付をもつて足りることとしてゐる。これによれば、一面においては、株式譲渡が簡単になりその流通を助長することになり、實際上、株券の取扱いが簡単になるが、他面株券を盗難、紛失、その他の事故によつてその所持を失つたものは、結局その権利を喪失してしまふことになる公算が大きい。これでは、株主の権利保護が薄くなるばかりでなく、株券を対象とする犯罪が多くなり、証券市場に混乱をもたらす虞れがある。記名株式制度を堅持する限り、この譲渡方式の変更の是非については疑問がある。

(2) 改正法のような譲渡方式に切り換へたとしても、例えば株主から会社に対して株券の紛失、盗難その他を事由とする株主名簿書換え停止の事故届が出されると、会社としては、問題の株券を持参して株主名簿の書換を求めてきた者があつても、容易くこれに応じることはできないという実情にあることからみて、右の改正は、真に会社の勢力を省くことに役立つかどうか疑わしい。問題は株券その

ものを少くすることにあるのではない。

(3) 現在、業界における株式事務の混乱は、株券数が天文学的数字に上つてゐるということにある。したがつて、券面額の引上げ、端株整理による大型株券化または任意合算の表示株券制度の推進化といふような地道な努力を行うことによつて問題の根本的解決を計り、これによつて株券の絶対数を少くし、その上で届出印鑑制度の復活、その他株主の保護を計る方が急務ではないか。改正案による手段だけでは、株式事務の混乱を解決するには足りないではないか。

(4) この改正案が成立した場合における株主保護の方策として、株券の不発行とか株券の寄託の制度といふようなものが設けられてゐるが、それは少数の安定株主の保護手段であるのとどまり、株式によつて金融をはかり、利益を得ようとする一般株主の保護にはならず、かえつて、株式の流通を阻害し換金上不便をきたし、株券の再発行とか寄託株券の返還請求等のため会社の株式事務に煩雑を来す虞れがある。それ故この改正法については、法律の中にこれを適用する会社と適用しない会社とを会社の規模の大小その他によつて区別するのが相当ではないか。

〔委員長退席、大竹委員長代理着席〕

この問題は冒頭にも申し上げましたように、今度の改正案の非常に大きな論点になると思ひます。一面においては株式の譲渡が簡単になると思ひますが、他面においてはいろいろ事故の発生、その多発といふようなものが考えられますので、はたして株式をめぐる各種の事務が簡単になるかどうか疑わしいものがあるのではないか、こういうこととあります。

四 議決権の不統一行使

(1) 改正案は、原則として、すべての株主に対して議決権の不統一行使を認めているが、それは、議案に対する賛否の集計その他の面において、却つて株主総会の円滑な運営を阻害することになる虞れがあると考えられる。むしろ、信託、その他特殊の条件を充す株式に限り、議決権の不統一行使を認めることにしたほうが實際的ではないか。

(2) 改正案は、議決権の不統一行使を認めながら、代理人を一人に限ることとしているが、それで差し支えないか。理論的な矛盾はないか。

これも特に上げる必要もないことと存じます。

(4) 新株発行の手續について

(1) 新株発行に關し、現行法の下において一般に行われて来た証券業者によるいわゆる一括買取受は、法第二八〇条ノ二第二項に基づくものではないとされているが、最近の判例はこれを否定している。このように第二八〇条ノ二第二項の解釈として、いわゆる一括買取受が認められるかどうかについては議論の存するところであるが、この改正案ではこの点についてどのような解決を図っているか必ずしも明らかではない、議論がもたれざる虞れがある。

(2) 現行法第二八〇条ノ二第二項は「株主以外の者に新株の引受権を与える場合には、株主総会の議決を要すると同時に、株主以外の者に新株引受権を与えることを必要とする理由を明らかにしなければならない」と旨を規定し、単に、株主の利益保護にとどまらず、会社の支配権篡奪防止の趣旨をも明らかにしているが、改正案は、単に「特に有利」とのみ規定し、その余の点については格別の考慮を払っていないように思われるが、それで足りる。

るか。

(3) 改正法第二八〇条ノ二第二項に定める「特に有利な発行価格」とは、何を基準としていうのか、その概念は、はなはだ漠然としており、会社に対し無用の紛争を招く虞れがあるように思われるがそれによい。

この新株発行の手續につきましては、これまで非常に問題のあるところございまして、先ほど申し上げましたように、この商法改正に關する法律案を条文の形において私たちが拝見したのは、この法律案が付託された先月二十八日のことございまして、いま第一点に申しましたように、この法律案によつてはたして十分解決されたかどうかという点につきまして、この問題点にまだ疑問が残ると指摘しておるわけです。今月四日付の「財經詳報」に、竹中正明という山一証券の企画第二課長が「間接的新株引受権と買取引受」という論文を発表しております。その最後に「しかし、買取引受における引受証券会社の法律上の地位は依然として不明確のままとなつた。このため、発行価額が著しく不正との理由により商法第二八〇条の二一に基づく差額払込の責任を問われるのは引受証券会社か、それとも最終取得者かという問題が残るわけで、」というふうに同じような疑問を述べておられます。その点を補足させていただきます。

(4) 新株引受権の譲渡

(1) 新株引受権証書は、有価証券の一種として売買取引の対象となると思われるが、その印刷その他の体裁があまりに簡略なものになると、先年の新株申込証換金領收証になると同様、それが多数偽造されて流通し、取引市場を混乱させる恐れが十分であると考えられるが、改正案にはその対策が示されていない。これをどうするかということについて問題が残る。

(2) 新株引受権証書の偽造は、これまでの

経験に徴し、不可否のことと思われるが、この危険を犯してまで、これを発行することを是とするか、それとも他の方法によるのを是とするか、再考の要があると考えられる。

(4) 転換社債の転換請求について

これも問題は明らかであると思われる。改正案は、株主名簿閉鎖期間内でも転換社債を株式に転換請求出来ることとしているが、このような規定をもたない現行法について、国内においては格別の異論がなかつたものといえよう。しかるに、これを改正案のように改めるのは如何なる理由に基き、かつどのような必要性と緊急性があるのか必ずしも明かでない。

これまた申し上げる必要もないと思ひます。

以上のとおりでございます。

○横山委員 委員長の御手配によりまして、かなりわかりやすい問題点を提起していただいたことを感謝いたします。

若干の技術的な質問があるのでありますけれども、特に大臣においでを願っておりますので、議事進行上、緊急に二、三の質問をお許しを願いたいと思ひます。多少、本問題にはずれるのであります。緊急の問題でありますから御了承を願ひます。

まず、先ほど理事会におきまして話題になりました二点がございまして。

一つは、先般の本委員会、私が大臣に、この商法といひ、あるいは借地借家法といひ、あるいは刑法といひ、いろいろたくさん重要な法案があるのですから、これからはどうなるのですかと云つたら、執行官に關する法律一つで終わりである、こつちおつちやる。

「大竹委員長代理退席、委員長着席」

ところが、理事会で話題になりましたのは、執行官に關する法律がなかなか容易に出ないらしいという話題であります。本問題は、本委員会が附帯決議を付したことがございまして、特に現下の

喫緊の問題としてすでに根本的改善を政府に要望いたしました。今回提案をされると予想されます執行官に關する法律につきましては、必ずしも根本的でないうらみがございまして、その点は与野党委員の分かれるところでありまして、それにしても、もうこれで、会期終了までに重要法案をかかえております本委員会としては、あまりにもおそくなることは容赦できないところでありまして。聞くところによりますと、大蔵省との交渉に手間とおつちであるようですが、すみやかにそれが提出できるのかどうか。もしあまりおくれましますと、三つも重要法案をかかえております關係上、これは審議未了になるおそれがある。いわゆる本日の与野党委員の発言によりまして、できるならば他の法案に優先して執行官に關する法律は通したほうがよろうという意見までありますから、この点どういふ事情になっておりますか、伺いたいのではあります。

○石井国務大臣 ただいま横山さんのお尋ねの点、私も一日も早く、いままだに出してしまひたかつたのでございまして、まだ打ち合わせが政府部内で終わらないものでございまして、気はせいであるわけでございますが、仰せのように期日もだんだん迫りますから、ぜひ出さなければならぬ、上げていただくようにしなければならぬ、できるだけ早く出すものなら出すようにまとめようといふことを、実は先週末もそんな話をしたところでございます。急いで仕事をいたします。

○横山委員 先ほど申しましたように、与野党員からは、特に他の法案に先立つてこれだけは保証してもらいたいという御要望がございまして。まことに政府側は与野党委員としてはたいへんなお骨折りだと思ひます。われわれとしても多少同感を催すところがございます。いつごろ一体提案が出来ますか。

○石井国務大臣 まだいつといふことは、はっきりしたことは申し上げられませんが、一日でも早くといふつもりで実はせき立てているわけでございます。間に合わないようなときに出して、皆さ

ん方にわあわあ騒ぎ立てるわけにもいきませんから……。一日も早く急ぎます。

○横山委員 私どもとしても、せっかくの与党委員の発言でございますから、他の法案に優先してこの法案を審議することをお約束してもよろしくございませうから、すみやかにひとつ出していただきます。

第二番目の問題としましては、やはりこれも理事會で私どもから要望したことでありまして、それなら大臣に聞いてくれという話でございますから、こゝろで申し上げるのではありませんが、先般来わが党委員から国士館の問題について政府側に対してただしているわけでありまして、その中で、大臣個人に關する問題が出ておりますが、問題がはつきりしておりません。といひますのは、国士館大学としては、石井光次郎氏はわが館の顧問であるとしておられる、大臣は、そういうことを頼まれた覚えはないというだけにとどまつております。したがつて、この種のこのやうな言ひ方は、国会においても、与党の政治家の中で、いろいろ頼んだ覚えはない、頼まれた覚えはない、いや、わしのほうは頼んだ覚えがある、こゝろにまた推移しておりますことは、まことによくないことである。いわんや法務大臣のお立場からいって社会の指導的になる、大学に頼まれた覚えがないにもかかわらず、引き続き向こうが訴稱しておるのならば、これは法務大臣の性格からいつても、氏名訴稱の訴えを起こしても理非曲直を明らかにしておきませんと、私は大臣に対してどういふ意味で国士館の質問をするのか、その立場にも私は心配をするわけでありまして、したがつて、この際、もしも頼まれた覚えがないというならば、嚴重に法的手段に訴えても、国士館と法務大臣石井光次郎氏との關係を明確にするべき必要があると思ひますが、いかがでございますか。

○石井国務大臣 この問題は前にお答えしたことがあるのであります。私は頼まれた覚えはないのでございませう。しかし、よくこのことが問題になるようでございますから、実は先週私の秘書

を使いによりまして、そういうことは頼まれた覚えもないのだし、君のほうでは頼んだつもりでおるかもしれないが、ぼくとしては頼まれた覚えはないのだ。親しいので石井先生というつもりで、石井顧問と語りたり、石井相談役と語りたり、かつてに敬語のような意味で、いまでもぼくらの演説をしておる場合に使われているような意味で、輕く使つておつたのだけれども、このごろ問題になつておるから、私は顧問でない、顧問を引き受けていないから、お断りするのじやない、引き受けていなかったというこゝろをはつきりこゝろであなたに申し上げておくと、向こうにははつきり言つておきました。向こうもそのとおり承して歸つてきました。それだけにはつきりしておきます。

○横山委員 向こうが承したというこゝろは、直ちにあらゆる国士館大学の役員の名前から削除することを約束されたのでございませうか。もしもそれがいいいことを言つて継続し、今日以降も国士館大学の入学募集その他の中に石井光次郎氏の名前が使われておつたならば、大臣はどつちふりになさるおつもりでございますか。

○石井国務大臣 今後においてはそういう名前を使うはずはまずないと思ひますが、使えばそのときにおいては私は処置をいたします。また間違つても使うことのないように、なお今後とも注意をいたします。

○横山委員 第三番目は、まことにこれも恐縮なことでございますが、緊急やむを得ず本日質問するのをお許し願ひたいのです。実は先般本委員会、同僚委員から新潟の選挙違反の問題について質問をいたしました。聞くところによりますと、新潟地検におきましては、何としてもこの問題については起訴するべく主張しておるやうであります。が、甚だしくお聞きするところによりますと、かなり政治的な圧力がありまして、高等検察庁においてはこの問題について起訴するが不起訴にするかといふことについて迷つておる、動揺しておると伝えられる。それがね返つて、新潟地検の若手檢察陣におきましては、もしもこれが不起訴に

なるようなら辞職すると、職をかけておる。今日までこれほど努力したにかかわらず、政治的な圧力でそのやうなことがあるならゆゆしいことであると言つて、地元では、檢察陣の内部はもとより、外部におきまして、新潟選挙違反を起訴するが不起訴にするかについては非常な注目を払つておる模様であります。また、私は保留いたしておりますが、岐阜のあの問題につきましても、かなり最近の檢察陣に対して、町でうわさされております政治的な圧力につきましては憂慮をいたしておる次第であります。かくのごとき状況が、新潟で、岐阜で、あるいは所々において、近づく来年の地方選挙並びに本年あるかもしれない衆議院選挙を前にいたしまして、檢察に對してしまつてうわさのごとき状況があるといひますならば、これは第二、第三の隠れたる指揮權の発動という問題が提起されることをたいへん憂慮をいたしておるのであります。その辺について大臣がどういふふうにお考えになつていらつしやるのか、伺ひたいのであります。

○石井国務大臣 この問題はたびたび質問を受け、たびたびお答えをしておるうちに、私の考えは一定不動でございます。私は檢察當局の厳正な態度に全幅の信頼を置いておりまして、これに對しまして私どもが政治的にとかやかくのことを言つたり、また總理大臣の心持はこゝろであらうと言つて私が伝えたのではないかといふやうなことの質問を受けたことがありますが、そういうことを言われたこともない、したがつてそういうことを伝えることもございませう。今後ともそういうことをすることは考えておりません。じつと檢察當局がきめてくるのを待つておる。早くきめろとかゆつくりやれとかいふことを言へば、そのことが心の上に影響してはならぬと思つて、私はその問題はそのうちにきまるであらうと、檢察當局におまかせしておるといふことは、ずつと伝えておるとおりのところでありませう。

○横山委員 大臣が御存じで言つていらつしやるのか、全然御存じなくてその自分の所信を披瀝していらつしやるのか、私には容易にわかりませんけれども、町で、新潟市内なりあるいは高松内部なり新潟の地検内部でうわさされておりますことは、実に深刻なものであります。しかもその問題は、今日あたりには高等檢察庁が右にするか左にするかといふやうなことであります。しかも、まことにやかに某政界の某幹部とそれから某某とが集まつて、政府内部の關係某氏も入つてそういうふうになつた。そして知事が辭職をしたのだからもういいじやないかといふことになつて、知事の辭職を自身についても協議の上である。かくはどそのうわさは波及をしておる。しかも、最もその中で信憑すべきものは、新潟地検が全力をあげてやつて、昨年以来何回も何回も、もうこれで高松がきめるというのがするぞおくれといふことについてまで疑惑の眼をもつて見られる。しかも、もしもこのやうなことであるならば職を辭する、不起訴にするやうな職を辭する、そういう感覚が新潟地検の中で横溢しているといふ話なのであります。この点だけは私は信憑性を持つて聞いておる。あとのことについては、それじやいふことではないことについては私はまだか知りませんけれども、町のうわさといふものは、火のないところに煙は立たぬといひますが、まことに憂慮すべき雰囲気であります。大臣がもし御存じでなければ、そのやうな雰囲気があるといふことを十分に腹に据えて善処をいたしたきたいと思ひますが、いかがでございますか。

○石井国務大臣 こゝろのうわさのきまるまでにはとかくのうわさが立つものでありまして、みんな自分に有利なやうなうわさを立てたがるのであります。質問の中にも、何の何がこゝろいふことを言つておつたが、そういうことを中央から流したのかとか、いろいろなことをお聞きになりましたが、そういうことは私の全然知つたことでも何でもありません、初めてそういう質問を受けてびっくりしたやうなことであったわけでありませう。いろいろなことを言うのであります。どこにどういふものがあるか、私は全然関与しておりませんから

知りません。そういうことはおそく流言だと私は思っております。今後ともそういうことが言われないように、きちんとした筋によって判断を立て、そしてその決定をするのが検察庁の大事な仕事だと、私はそう思っております。その意味において私は検察庁を信頼して、内々待つておるのであります。

○大久保委員長 これより本案に対し、前回に引き続き質疑を行ないます。横山秋秋君。

○横山委員 では商法につきまして私は二、三点伺いたいのであります。

私はこの法務委員会と大蔵委員会と両方担当して仕事をしてるのであります。大蔵委員会におきまして証券関係の問題を議論いたします立場と、法務委員会において商法という立場において議論いたします立場とは、自分自身で感覚にずいぶんズレを感じざるを得ないのであります。たとえば大臣、こういうことをお考えでございませうか。商法によって、株主総会を行なえと書いてある。株主総会をやつて、そして議事録をちゃんととつて、株主総会の議事録として届け出ると書いてある。ところが商法の根幹をなします株主総会が現実どのように行なわれておるか。中小企業が株主総会をほんとうにやつておるところがあるとお考えでありますか。また大企業でも、株主総会が五分でも早く、一分でも早く、一秒でも早く行なわれたらそれで万々歳、そして總會屋を使つて拍手、賛成、異議なしというのを連発させることによって、商法の所期しています株主總會というものは全く有名無実ではないか。それを商法の立場としては、現実に行なわれていない株主總會を圖上に描いて、現実には十分な議論がされていない株主總會を、されていくのかのごとく繪圖面を描いて、そしてわが委員会が一生懸命にこの法案の審議をする。まさに空中樓閣の審議をしいられるという錯覚に私はおちいのであります。

専門委員会から朗読していただきましたこの問題点につきましても、その現実問題に多少は触れておるのであります。どうしても私は何か意

味の無い質疑をここでやるような気がしてならぬのであります。大臣はその点どうお考えでございませう。われわれのやる商法の審議と現実と町で行なわれておる、例としては株主總會を言つたのであります。株主總會とその矛盾を、どういうふうにわれわれは考えたいのであります。もしも中小企業が株主總會をやつていない——それはあたりまえのこと、やつていないのですよ、やつていないのにやつていくのかのごとく見せかけて、そして税理士なり会計士が株主總會の議事録をつけてそれを届け出る。明らかにそれは商法違反です、文書偽造です。文書偽造が公然として行なわれておる。行なわれていないのがおかしいのであります。中小企業では何もやつておる。白根公然として文書偽造が行なわれておる。それにもかかわりませず私どもは、この空中樓閣のごとき株主總會が行なわれて、その株主總會はこうしなければいけぬ、あしななければいけぬといつて議論をすることの矛盾、私はまことにほかに議論をここでしなければならぬと思ふ。その点は大蔵大臣はどうお考えでございませうか。

○石井国務大臣 株主總會はいろいろことをやるかといふことがきめられたことによつて、そのとおりのことは形の上には行なわれているに違いないと思ひでございませう。その内容がおつしやるようにいかにも形式的であつて、ほとんど有名無実じゃないかといふ問題になります。それはさまざまだろつと思ひます。大いに議論されるところもあるし、そうでないところもあると思ひでございませう。しかし、株式会社の株主といふものは、ふだんの場合においては、その経営者を信頼し、定時株主總會が開かれる前の業務の成績表みたいなものを見て、普通の成績であればそれに信頼を置いて、そして自分たちはその配当なら配当を受けて、その会社の株を持つことに満足しておるというものが大部分の姿ではないでしようか。それで間違つた場合、それをどまかすといふような場合になります。これはもう違反行為でございませうから、どんな悪手でも用

いていろいろやる者もございませう。それが普通に行なわれておるとは私は思ひませんのでございませう。總會の場合にいかにもいまおつしやつたように簡単にさつと議案第一号賛成、第二号賛成といふような式で議論もされなくて済んでおるということ、普通の姿にはよくあることだと私は思ひます。が、これはいま申しましたように、経営者を信頼し、その業績を信頼しておる一つの姿と見れば見えぬことではない、こういうふうな思ひで、できるだけのほうでは株主を守つていく、その会社が健全な方向に経営をやつていくような規定を守らせていく、少しでもこれを直していく、ばかばかしいと思つてもやはり規定を置いておくといふ必要があるのじゃないか、大體論として私はそういうような感じを持つておるわけでございませう。

○横山委員 そうしますと、大臣は、まあ中小企業では商法に基づく株主總會が行なわれていないという現実、並びに行なわれていないにもかかわらず行なわれていくのかのごとく文書がつくられて届けられておる現実、そして、その文書を公的なものとして受け取つて、政府においてもそれを認めておるといふ現実、そういう現実を認識していらつしやるわけですね。

○石井国務大臣 私は、形を整えるために形の上においてはやつておるだらうといふふうに申しておるわけにございませう。それがいかにも簡単にさつと片づけられるだらうとは思ひますが、法の上の形は守つておるのじゃないかと思ひでございませう。大小にかかわらずそれを守つておるのじゃないか、株主總會のきまりのものをどまかして、全然その規定に違反するやうな行動をとつておるのが原則じゃない、それが大部分だとは思ひは思ひでないでございませう。どういふことでございませうか、それは私はあまり実例を知りませうけれども、規定は守つておる、少なくとも法の上においては守られておることが前提だ、こう私も思ひておるわけにございませう。それが守られないやうだったらそれは法の違反だと思つておるのでございませう。

ざいませう、いかがなものでございませう、逆に私が聞くのはおかしいのでございませうが……。

○横山委員 私は、全部が全部株主總會をやつておらぬとは言ひません。私のような者でも、時には役員をやつておるころもありませうから、少なくとも私の関する限りは、かつこうだけでも開け——開いて議論をし、そしてやるようにつとめておりますけれども、まあ、どうも屋株主株式、八百屋株式会社あたりで専務がおむつを洗つておるのに、専務早く来て株主總會に出る、そんなことはないです。私の申し上げておるのは、そういう現実認識をどう考えるかといふことです。中小企業では株主總會や役員会をやらぬのが普通である、普通であるけれどもやつたように文書を偽造する、私はあえて偽造と言ひます。事実がないのです。それを偽造して届け出るじゃないか、では文書偽造だらう、そして税理士や公認会計士がそういう文書偽造を白昼公然とやつておる、これに違反ならそれは罪だ、それは罪にきまつておる、罪にきまつておるけれども、それがもしも明るみに出たら明らかにこれは商法違反を犯しておるが、明るみに出なければそれでまかり通つておる。だれが考えてもこういう意味の文書偽造は公然として行なわれておる。それをあなたは、今後はきちんと役員会、株主總會をやれ、やるように指導するとかにしておつしやつても、事実上できぬのです。できぬところに問題がある。これはどういふことかといふと、中小企業にこの商法の一語一句を実行しなければいけぬとてめておるところに実は問題があるのじゃないかといふことを私は言ひたいのです。これは多少専門的でありませうから政府委員のどなたからでもけつこうであります。が、私の疑問に対してどういふ見解を持つていらつしやるかお伺ひしたい。

○新谷政府委員 現在の商法の株式会社に關します規定がすべての株式会社にそのまま適用されていくかどうか、また現実の株式会社に對して、詳細な株式会社に關する規定がすべて適用されないのだとすれば、そこを何か考慮する余地はない

を付与されて、その上で、新株の発行を受けた上で大衆にこれを譲渡する、こういう法律構成になるかと思うのでございませう。ただこの新株引き受け権を証券会社が与えられるという事は、直接に割り当てを受けるというのじゃなくて、割り当てを優先的に受ける権利を一応その買い取り引き受けの契約において定められたもの、こういうふうな理解すべきであるというものが判決の趣旨でございませう。いろいろ分析して考えますと、そういうことにしなせんと、証券会社として責任を持つて一般の投資家に株券を渡すことができませんので、これは理論構成としては与えざるにあり、新株引き受け権を形式的には与えることになると思ふのでございませう。ただこれは一般の新株引き受け権の付与とは違ひますことは、先ほど申し上げましたように、証券会社が発行価額でそれを引き受けまして、そのまゝ一般大衆に売り渡すわけでありませう。一般の新株引き受け権を付与された場合には、これは割り当て前の段階として、その引き受け権の内容については優先的にそのだけの株式の割り当てを受ける権利でございませう、直接それを受けるものではございませうが、少なくともその割り当てを受けることを保証されておるのが新株引き受け権でございませう。そういう保証をされたことによつて、証券会社といたしましては、契約に基づき株式の割り当てを受けることができます。その受けたものを一般大衆に売り渡す。売り渡す際にも、発行価額と同額で売るのでございませう。したがいましめて、証券会社がみずからその割り当てを受けた株式について、みずから自己が株主になるという意思ではないわけでありまして、一般大衆に売るために一応自分が責任を持つて引き受けて、それを一般の投資家に売り渡す、こういう形式をとつておるわけにございませう。したがいましめて、本来ならば、新株の引き受け権を与えられませうならば、その者が自分の好きなところから従つてその範囲内で株式の割り当てを受けるか、みずから株主になるわけにございませう。

すけれども、この買い取り引き受けの場合には、証券会社がみずから株主になるという意思はないわけでありませう。それは契約にありませうように、一般の投資家にそれを売つてもらうというところに目的がございませうので、そういう意味で本来の新株引き受け権ではございませうけれども、法律上は一応新株引き受け権を付与したという形になるわけにございませう。

○横山委員 あなたがくどくどいふと、いかにも自分の自信のないことを白状しているようなものだと思ふのです。あなたの言いたいことは、横山の言うように、新株引き受け権は証券会社に与えられた、理論構成はそれだ、けれども発行価額でそのまゝ横すべりするのだから問題はないと思ふ、こういうことに尽きるじゃありませんか。それを何べんも何べんもくどくど言われなかつたていいです。

そこで問題は、理論的にはあなたは新株の引き受け権を証券会社に与えたものだと思ふも理解する、けれどもそれで問題はない、悪いことはしてないから問題はないという立場で、理論の問題と現実の問題とを切離さうとしてゐる。よくのまゝ最初に提起したのは、理論の問題です。商法第二百八十条ノ二の二「株主以外ノ者ニ新株ノ引受権ヲ与フルニハ」として、以下すつと書いてある。これは実行されてないじゃありませんか。実行されてないから横濱地裁は、これは違法行為だとしたのです。その理論的な問題についてあなたは明確に答へなければいかぬじゃありませんか。引き受け権に二種類あるのじゃないんです。引き受け権は発行価額で横すべしというが発行価額以上で売らうが問題じゃない。「新株ノ引受権ヲ与フルニハ」という商法の条項を実行してないから横濱地裁は違法とした。その点をあなたは、地裁の判決を何かあまいにそらそうとしてゐるのはいけません。

○新谷政府委員 買い取り引き受けの場合におきまして、新株引き受け権を与えることは適法であるかのごとくお受け取りになつたのじゃないかと

思ひますけれども、私はそういう趣旨で申し上げたのじゃございませう。新株引き受け権を与えることになるかならないかという御質問に対してそのまゝお答えしたつもりでございませう。ただその先の問題といたしまして、それでは商法第二百八十条ノ二の第二項の規定に違反するではないかと、主総会の特別決議を経ないでそういうことをやることは違反する、これは二百八十条ノ二の第二項の規定に違反する、これは裁判所の判決は正当だと思ふのであります。ただ私が申し上げましたのはそこまでは言つておりませう。

○横山委員 そこで加治木さんに伺いたいのです。理論構成は明白になりました。あなたの、証券会社の一括買い取り引き受けは商法の規定によらないという感覚はいけません。いまの質疑応答を聞いておわかりだと思ふが、商法第二百八十条ノ二の二によつて行なわなければいかぬのです。どうなんですか。

○加治木説明員 先ほど私が答へいたしましたのは、証券会社の引き受けという行為が、特別の商法の規定に基づいて行なわれているかというふうな御質問だったので、特別な規定に基づいてお引き受けしておるわけじゃないということを申し上げたわけにございませう。これが違反してゐるかいないか、いま法務省当局から明確な答えがあらうございました。一応専門の方の御見解ですから……。

○横山委員 地裁の判決に出ています。読んでないのか。

○加治木説明員 承つておりますけれども、われわれは実質的な証券会社の機能というものに期待して、これが何らかの形で合理化されることを期待しておるわけでありませう。法律上の解釈については、私のほうは専門ではございませうので、もしあれが違反ということであれば、そのように証券会社の指導ということについても考慮いたさなければならぬと思ひます。

○横山委員 まことに奇怪な話だと私は思ふ。か

くほど大臣、大蔵省の——私も大蔵委員として向こうで議論する場合は、加治木さんの現実論にとつきと傾斜してものを言うのですけれども、これはやはり地裁の判決が出ているのですからね。「株主以外ノ者ニ新株ノ引受権ヲ与フルニハ」定款ニ之ニ因スル定アルトキト雖モ与フルコトヲ得ベキ引受権ノ目的タル株式ノ額面無額面ノ別、種類、数及最低発行価額ニ付第三百四十三条ニ定ムル決議アルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ取締役ハ株主總會ニ於テ株主以外ノ者ニ新株ノ引受権ヲ与フルコトヲ必要トスル理由ヲ開示スルコトヲ要ス」となつてゐる。「前項ノ場合ニ於ケル議案ノ要領ハ第二百三十二条ニ定ムル通知及公告ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス」となつてゐる。この条項が行なわれなかつたとして商法違反で訴えたのが、地裁でなるほどさうだといつてその人に勝訴を与えた。そういうことを、大蔵省の担当者は、商法第二百八十条ノ二の二があることは御存じであらうけれども、一括買い取り引き受けがそれに適合する条項であるかどうかについては知らなんだというか、関係ないと思つておつたというか、そういう話でいま法務省の専門家のお話を聞いて、それならさうします、——まことにたわいもない話じゃありませんか。しかし私は必ずしも加治木さんを責めてゐるわけじゃないのです。現実にはそりなんだという例証の一つとして言つたのです。この二百八十条ノ二の二は、これから増資がまた行なわれようとするやさきであり、しかもこれは発行会社と証券会社及び一般の公衆の場合に多大の關係がある問題です。証券会社に一括買い取り引き受け権を与えませうときには、これによつて、ちゃんと株主總會において株主以外の者に新株引き受け権を与えることを要する理由を開示することになつておる。もちろん、それは現実に行なわれていないということなんです。二の三は、通知及び公告はしておるかもしれぬけれども、ここで理論上明白になつたのでありますから、もしも株主總會において理由を開示しなかつたといふことで争へば、地

○横山委員 そうしますと、その二つの違いは、前者のほうは全部そのトネルをくぐって株券が動く、後者のほうはその証券会社オンリーでなくともほかもあるということ、それから株券が動かない、こういうことですか。

○加治木説明員 募集の取り扱いをやるのは証券会社でないとできないことになっております。一業者でなくってけっこうです。大きい会社の場合は数業者でやる場合が多いようでございます。それから経済的な実質はどが違ふかといひますと、一括引き受けさせますと、現実には金が会社にまるまる入ってくる。募集の取り扱いですから、そういう何らの責任を負いませんので、たとえは百万株発行して、募集を取り扱って五十万株しか応募がなくても、これは全く会社の責任になるわけです。そういう意味で経済的な実質からいひますと、許されるならば一括引き取り受けがあるいは一括引き受けという形が伴いますと、会社のほうとしては資金的に安定する、こういう経済的に実質的な違いがある。法律的には全く別のものでございます。

○横山委員 いまの民事局長のお話によりますと、大蔵省は最近は一括引き取り受けはしないようにという意味のことを言われたのです。それが事実であるかどうか。それから一括引き取り受けするとしたならば、今後は明白に二百八十条ノ二の二で行なう、こうおっしゃったが、この辺は間違いありませんか。

○加治木説明員 そのように指導いたしております。

○横山委員 そこで、今度は証券会社の問題になるのですが、公募というとはどういう意味でありましようか。不特定多数の人に公募の機会を与えることの意味、この公募というのは一括引き取り受けにおいても、それからもう一つの募集の場合においてももちろん公募でございますね。公募というのは、証券会社の社長以下役員、担当者も公募の人の中に入るのであるから入らないのですか。この点はどうか。

○加治木説明員 引き受けを行なった、あるいは募集の取り扱いを行なった、証券会社の役員がそれに応募していいかどうかという質問でございますが、これは個人として応募することは差しつかえないと思ひます。

○横山委員 そこで問題になるのですが、おそろしく私の承知するところにおいては、公募である以上、証券会社の社長から担当者に至るまでが自分が買つても何ら差しつかえないのだ、理論上そうだと思ひます。ところが、一括引き取り受けにしろ、あるいは募集にしろ、有利な新株発行、増資の場合に、証券会社が全部とは言わぬにしても、公募の中に自分も入つておるといふことで買つてしまふというふうなものは、親引けといふことばがございします。私は専門語は知りませんが、証券協会にこれを行つてやる、それから自分の会社の従業員、親戚にやる、そういうことは術語でどう言うのでありますか、そういう境界はどういふふうになっておりますか。どこまでやつていいか悪いかという境界。

○加治木説明員 これは公募の場合に限定されておられませんけれども、今度の新証券法によりまして、証券会社の役員に、一定の基準に該当するものは禁止規定がございします。その項の中にこういう規定がございします。「証券会社の役員又は使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の売買注文の動向その他職務上知りえた特別の情報に基づいて、又はもつぱら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買をする行為」、この行為に該当しますと、その場合は証券法によって行政制裁の対象になる。一般的に公募できるできないといふことでなくて、この禁止規定に該当するかどうか、具体的条件によって判定しなければなりません。

○横山委員 「証券会社の役員又は使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の売買注文の動向その他職務上知りえた特別の情報に基づいて、又はもつぱら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買をする行為」は禁止されておる。これは行なわれておると思ひますが、どうですか。この証券会社の健全性の準則等に関する省令第一条の五の禁止行為は正確に行なわれておるかどうか。それでこれに違反をした場合には罰則はないのですか、これはどうですか。

○加治木説明員 それは行政的な禁止規定、したがって、違反すれば行政制裁の対象になるわけでありまして、罰則の規定はございしません。募集の場合には一体それに該当するやうなことがあるかといふことでございしますが、一般的には、私はそういう事態は、公募の場合に限定して申し述べれば、あり得ないと思ひます。引き受けをかりにやるとした場合には、問題の行為ですからこれを前提にするには適当でありませんが、かりにそうやりました場合にも、その引き受け額といふものが当然時価を基準に定められておりますから、役員が一般の応募者と同じ額で応募する場合に、そのこと自体がその規定に抵触するやうな行為になる、あるいはそういう結果になるやうな行為があり得るとは私は考えておりません。い

わんや募集の取り扱いの場合は不特定多数の均一の額でやるわけでありまして、特定の役員がかりに応募したといたしまして、その人間が特に一般の額と違つた額で応募するといふことがあれば別でございしますが、それはそういうことはないわけでございますので、公募の場合にそういう事態があり得るとは私は考えておりません。しかし絶対無であるといふことをいま申し上げるほどのあれはございしません。

○横山委員 証券会社の役員が、大なり小なり、株を買つたり売つたりしないのはほとんどないのじゃありませんか。これは公募の場合云々は別として、これは公募の場合と限定しておられます。一般的な禁止しておるわけですか。この一条の五もまた空文になつておるのじゃないですか。「自己の職務上の地位を利用して」とどこまでが職務上の地位であるかという議論がありますけれども、こんな包括的な規定、それから「もつぱら投機的利益の追求を目的として」、いま株を買つた

り買つたりするのがどこまでが投機といふのか投機といふないか、これもまた全く空文ではありま

せんか。私は一つ具体的な例証をあげたいと思ひます。持っておるのでありますが、しかしあまり具体的な名前をあげるのもいかに思ひますので、すけれども、少なくとも募集なり一括引き取り受けをする証券会社がやっておりますことは、あなたは御存じでございませうね。自分の名前ないしは目立つようだったならば親戚知人、そういうところへずつとやつてしまふ。そしてお返しに親引けだとか何とか言つて、有利なものは渡す、そういうことが堂々と行なわれていることを加治木さん知らなくはありますまい。どうですか。

○加治木説明員 その規定は確かに具体的な基準、明確な基準といふものがはつきりしてないじゃないかといふお説のとおりでございますが、実情に應じて具体的な基準もおいおい明確にしていきたいと思つております。要は証券会社の役員が自己の利益のために自己の属する会社の行なっている業務の対象となる株その他の有価証券の売買に携わるということ、事故のものにもなりま

す、また会社のためにならない、いわんや投機的な取引に熱中するやうな役員が証券会社の中にいるといふことは、会社のためのみならず、顧客に不慮の損失を与える可能性があるわけでございます。したがって、これは一般的な投資家保護の見地からいつても禁すべきであるといふのが趣旨であります。しかし、だからといって、およそ証券会社の役員は株を全然買つちやならないといふこともこれまたどうかといふこと。それで、まだ私自信がありませんけれども、たとえば投機的取引といふ場合に、六カ月以上持つておる場合にはいいとか、あるいは一年以上、要するに長期に自己の財産の一部として株を保有する場合にはいい。ただし、それを非常に短期に回転しているといふことであれば投機的な取引といふこととて、たとえばそういう基準あるいは信用取引であればこれは投機的取引と認める、この辺は若干

割り切つた、機械的な具体的基準を設けなくては

ならないと思いますが、まだ具体的にどういう規定を設けるかということは、はっきりした自信を持ってお答えする段階じゃございません。やや抽象的な規定ではあります、形式的な規定になつておるようでございますけれども、行く行くは実情に応じて、実情に適した明確な規定を設けて実効あるような規定にしたい、かように考えております。規定の趣旨はそういうことでございまして。

○横山委員 これもまた、法務大臣おわりのように有名無実で、全くこういう条文になつておる。それから証券取引所の役員はという制限がありますか、証券の売買については。

○加治木説明員 私ちよつと不勉強でございますが、取引所にはたしか全く同じような規定は、現在のところはないと思ひます。

○横山委員 職務上知り得たことをやつてもいい。しかしそれはあとで調べて御返事を……。

○加治木説明員 はい。

○横山委員 この二百八十条ノ二の改正で、今度は「株主以外ノ者ニ対シテに有利ナル発行価額ヲ以テ」という「特ニ有利」というのが二つ入つてまいりました。またまたこれは問題を起すことばだと思ふのですが、いかなる条件といふのか、どういふ必要性があつて「特ニ有利」としたのか、また特に有利だといふのはどのくらいが特に有利なのか、その点をひとつ正確にお答え——あまり長く言わないように、短く正確に。

○新谷政府委員 二百八十条ノ二の第二項の規定の改正の趣旨でございますが、これは新株引き受け権につきまして、現行法では、これを第三者に与ふる場合には株主総会の特別決議を必要とする、こう書いてございます。「特ニ有利」というのはこの規定の上にはあらわれておりません。しかし第二百八十条ノ三のただし書きをこらんになりまして、二百八十条ノ三の規定は、「株式ノ発行価額其ノ他発行ノ条件ハ発行毎ニ之ヲ均等ニ定ムルコトヲ要ス」という原則がございまして、ただし書きとして「新株ノ引受権ヲ有スル者ニ対シ有利ニ之ヲ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ」といふ

う規定がございまして。これは二百八十条ノ二の第二項の規定によりまして株主総会の特別決議を経て新株引き受け権を与えた場合であるから、これは株券を発行します際に有利に発行してもかまわないといふふうに、二百八十条ノ二の第二項とこの二百八十条ノ三のただし書きが結びついてくるものでございまして。単純に新株引き受け権を与えるだけの問題でございまして、最初申し上げましたように株式の割り当てと同じでございます。むしろ株式の割り当てよりは弱いものでございまして。新株の引き受け権というものは、その申し出によつてその範囲内で割り当てを優先的にいたしますという権利でございまして、むしろ直接に会社に対してまして新株の割り当てを求めたほうが有利なわけでございます。しかし一応その前段階として、割り当てを受ける権利を与えるためにこの規定が置かれておるわけでありまして。これも株主保護のために、第三者に新株の引き受け権を与える場合には特別決議が必要であるということにしておりまして、二百八十条ノ三の規定によりまして有利発行をする場合もあるということと関連づけて考えましても、二百八十条ノ二の第二項の規定の趣旨がはつきりしないわけでございます。単純に引き受け権だけを与える場合でありますれば、割り当てと全く同じに考えていい筋合いのものであらうと思ふのであります。

そこで、この二百八十条ノ二の第二項の規定をつらつら考えてみますと、有利発行の場合に株主を害することになりますので、その趣旨を明確にすべきではあるまいかというので、今回のように有利発行の場合に株主総会の特別決議を要するといふふりにいたしました。株主を保護しようとするわけでございます。ただ、ここで「特ニ有利ナル発行価額ヲ以テ」と書いてございまして。単純に有利な発行価額とは違つて、「特ニ有利」と書いてありますところには意味があるわけでございます。現在の新株発行の実態を調べてみますと、発行いたしますことを決定いたしました前日の株価を見まして、それから払い込み期日までの間が、早いもの

で一週間、長いものでは三週間ぐらい先に払い込み期日がいります。そういういたしますと、その払い込み期日の時点におけるその株の株価より高いものであつては困る。それ以下でなければ実際には払い込みができませんし、受当でないわけでございます。その間の株価の変動ということとを当然予想しなければなりません。そこでこの発行価額を決定いたします際に、その会社の株式数、またその株式の流通の度合い、市場の一般的傾向、その会社の株式の変動の状況、そういうもののものをみるようでございます。ただ、この発行価額をきめましても、実際にその払い込み期日までの間に株価の変動が生じます。その変動の状況がどうなつておるか申しますと、大体発行価額を決定いたしました前日の株価と比べて安くなるのが普通でございますが、その場合でもその株式の状況を見ますと、払い込み期日までの間に一割ないし二割上下しておるのが普通でございます。そういういたしますと、その程度のもものは、これは株価の変動から考えましてもやむを得ないのであるまいかというこがいはるわけでありまして。二割というものは妥当かどうかはわかりませんが、少なくとも一割から一割五分ぐらいの変動は当然予想されなければならぬものではあるまいか。そうなりますと、その程度の有利な発行価額をきめることは、これは一般の株価の、合理的に決定したという株価と比べまして、一割ないし一割五分ぐらいの上下は当然予想しなければならないので、それをこえて安く発行するということになります。これは「特ニ有利」ということに一般論としてはいえるのではあるまいかと考えております。それぞれの会社により、またその株式によりまして、一律に申し上げられる問題ではございませんので、非常にむずかしい問題でございます。けれども、ごく一般論として申し上げますならば、一割から一割五分ぐらいのところは許されるのではあるまいか、このように考えております。

○横山委員 私はある弁護士からこういうことを聞いたのですが、裁判上で国会の法律制定の議事録というものを出す、それが裁判官の心証に相当の影響がある、与野党の質問と政府の答弁というものは裁判の判決の上に相当の影響がある、ということとを聞きまして、いささか自分たちの質疑応答にも責任を痛感したわけでありまして、この辺のことは——いままでは現行法は「特ニ有利」ということが二百八十条ノ二の中には入つていなかった、今度改正によつて「特ニ有利」という条文を入れる、しかもその「特ニ有利」が、まあケース・バイ・ケースでやる、一般論からいうと一割ないし一割五分であるというあなたの答弁は、かなり将来の株式の発行についての紛争上に至大の影響を持つということとをあなたは予見をしておいて、まああなたもそういうことを承知して言つていらつしやると思ふのだけれども、では聞きますけれども「特ニ有利ナル」というのはだれがきめるのかという、取締役がきめるわけでしょう、全くその判断だけで、株主総会を開くか開かないかということが自由裁量にまかされる、改正法ではそうでしょう。「此ノ場合ニ於テハ取締役ハ株主総会ニ於テ株主以外ノ者ニ対シテ有利ナル発行価額ヲ以テ新株ヲ発行スルコトヲ必要トスル理由ヲ開示スルコトヲ要ス」、こうなるのだから、現行法ではこの「新株ノ引受権ヲ与フルコトヲ必要トスル」という理由だけでよろしいけれども、今度は特に有利でなければならぬといふことになり。そうすると取締役の自由裁量に對して「特ニ有利」とは一体何だ、法律上、その株主総会を開くか開かぬかということが全く抽象的なあいまいな規定にすりかへられるといふことになるわけですね。したがつて、その意味ではこの取締役に対して自由裁量権を与えることは是非論といふことになるし、「特ニ有利」といふことばの定義が、法律解釈の上であつたおっしゃるようなあいまいなものであるとするならば、これは非常に問題を残す、こう考えられるのです。なぜ特

○新谷政府委員 通常の株師の変動くらのことでありますれば、これは一般の場合にそれを問題にするということは少し無理ではあるまいかということが言えるわけであります。そういう状況下にあります場合には、取締役会といたしましては、現在の商法上新株の発行権限を与えられておるのことでありますから、特に株主にとってそれが不利益になるとかどうとかいうことを問題にする必要はないのであらうと思うわけであります。ただし、いま申し上げるように三割とか、四割とか、特に安い価額で新株を発行いたします際には、一般の場合、合理的にきめられる発行価額に比べまして、特別に安くなるわけでありますから、これは取締役会だけの専権にゆだねるということは株主保護の見地から適當でない、そういう意味で、取締役会でこれをきめます際に、株主總會の特別決議にかからしめるということにいたしましたわけがあります。

なおこれは、取締役会がこれをきめるにしましても、株式会社が必要な新株の発行をする手續をとります際に、専門家が、先ほど申し上げましたようなものもろの要件につきまして慎重に検討いたしましたして、合理的にその発行価額といふものをきめてまいっておるはずであります。したがいまして、責任は取締役会にありますけれども、そこまでに至ります過程におきましては、会社の内部で慎重に合理的なその発行価額をきめることになると私は確信しております。

なお、ただいま横山委員の御懸念になりますように、取締役会に全く一任してしまふ、特に有利な発行価額であるかないかということは取締役会でできる、あとは、これが有利な発行価額でないということになれば取締役会の自由によれる、ということとは危険じゃないかというふうな御意見じゃありませんかと思いますが、実はそういう点も考慮いたさないかと思ひますが、

しまして、今回の改正法案は、二百八十条ノ三ノ二という規定を特に新設いたしましたして、「会社ハ二週間前ニ新株ノ額面無額面ノ別ノ種類、數、発行価額、払込期日及募集ノ方法ヲ公告スシ又ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス」、こういうふうにいいたしましたして、株主にこういう新株の発行が行なわれることを知らしめますと同時に、これが「特ニ有利ナル発行価額」ということで株主總會の決議を経る場合はよろしいわけであります、そうでない場合、言いかえますと、「特ニ有利ナル発行価額」であるにかかわらず、一般的に有利な発行価額の程度である、こういうふうに取り締役會が考へまして、株主總會の決議は要らないといふふうな措置をとりました場合には、ただいまの二百八十条ノ三ノ二の規定によりまして株主がその新株発行の差しとめの機會を与えられるわけでありまして、こういうふうにいいたしましたして、完全に取締役會の専權によつて自由自在になるというふうなことになりませんように、株主保護のことも考へまして新しい規定を置いて慎重にその発行ができるようにしたい、こういうふうに考へております。

○横山委員　なるほど二百八十条ノ三ノ二は入り
ました。しかし、一面二百八十条ノ十で「会社ガ
法令若ハ定款ニ違反シ又ハ著シク不公正ナル方法
若ハ価額ニ依リテ株式ヲ発行シ之ニ因リ株主ガ不
利益ヲ受クル虞アル場合ニ於テハ其ノ株主ハ会社
ニ対シ其ノ発行ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ
得」とあります。この条項、現行法は会社の明白
な間違ひについて事前予防の意味があつた。その
現行法から「若ハ価額」をとつてしまつたこと、
そして改正二百八十条ノ二で特に「有利」という
文字を入れたこと、これらは明らかに株主の權利を
少なくして取締役会の権限を強化したところに意
味があると思ふのです。私は、今回の改正法一覽
を通じてみまして、株主の利益を非常に過小評価
して、取締役会なりあるいは会社の理事者の權利
を強めるといふ考え方がこの商法改正案の中に貫
かれておると思ふ。

案の参考資料を見ましても、特に緊急な改正にいうどめた、こうおっしゃるのだが、特に緊急というのとは一体だれが緊急だと称したのかといえます。この目次を見ましても、東京商工会議所、経済団体連合会、関西経済連合会、日本証券業協会連合会、全国株式懇話会連合会等々、まるきり大企業や証券会社の利益代表の意見だけを緊急とし、かゝるがゆゑに、会社の理事者の権利、証券会社の利益だけが緊急とされておる。一般大衆投資家の利益が何ら保護されていない。こういう考えが貫かれておると私はまことに考えざるを得ない。これらは意見でありまますから、そちらの返事を聞くことは思いませんが、私どもの強く感じておる点であります。

先ほど伺いましたましたが、証券取引所の役員員についての株の売買についての制限はどうなっておりますか。おわかりになりましたら……。○加治木説明員　ただいま調べましたところ、特にそういう趣旨の明確な規定はないようでございます。ただ証券会社につきましては、新たに新証券法に基づいてああいう省令で規制するような法律改正になりましたので、あなたのおっしゃるとおりでありますれば、必ずしも明確でないということでございますが、精神的な規定にしましてもああいう規定ができたのであります。これは指導上は前々からやっております。したがって、登記所についても指導上は全く同一の方針で臨んでおりますが、内規その他によって、もしほんとうの規定を補充すること等によって明確にしたほうがいいということでは考えてみたいと思います。現在のところは全く同一の趣旨の明確な規定はないようであります。

○横山委員　まことにこれは驚いたことを聞くのでありまして、私は何かあるだろう。証券取引所というものは大蔵省の監督下にはあるけれども、非常に自主的な運営をされるものというふうに社会も期待し、そして公正な第三者の立場を維持しなければならぬものとして、私どもは大蔵委員会

においてなるべくひとつ業界代表の取り締まり
 的性格から第三者的性格を強くするようにきつ
 言つておるのであります。言い始めてからこれ
 もう何年になるか、そのたびに言つておるので
 ありますが、証券会社に対しては抽象的なことばで
 あらうと政令であらうとにかかわらず、証券取引
 所の役職員の職務上知り得た機密、あるいは投機
 的な取引をしてはいかぬということの一片の文章
 もないということとは驚き入つたことだと私は思
 います。

先ほど私が引用いたしました親引けというのは、
 どういうことですか。

○加治木説明員 親引けということばは、シ団等が結成されておりまして、特にシ団の引き受け、たとえば國債の場合を例にとりますと、シンジケート団がいま結成されております。現在國債については親引け制度は認められておりませんが、特に大口の取引先に對してシ団のメンバーを——シ団からの引き取りになるのですけれども、特別に一定の条件のもとで引き取らせる、これを親引けと言つておるようでございます。株式の公募の場合にこういふ親引け制度が行なわれておるといふことは私は実は承知いたしておりません。実は公募の場合は非常に例が少ないのであります。社債あるいは國債の場合以外に親引け制度があるかどうか、私ちよつと不勉強で承知いたしておりませんが、そういうことを言うようでございます。

○横山委員　どなたが親引けについてもう少し具体的説明をしてくださる方はございませんか。専門員の中にもございませんか。

○加治木説明員 これは法律的な概念ではないよう
うでございまして、実際の内容を歸りましても
う少し調べまして後ほど申し上げたいと思いま
す。

○横山委員　それでは次の機会に親引けの実情をひとつなるべく詳しくお伺いしたい。

それから聞くところによりますと、法務省からあとで調査の際に聞いてほしいのですが、親引けと称して証券業協会に優先的に提供しておる実情

を法務省から照会をしたけれども、正確な回答がなかつたといふことをどこかで、この辺で見た記憶があるのですが、法務省ではそういうことを大蔵省に照会をされた記憶はあります。

○新谷政府委員 かつてこの商法改正をいたしました作業のなかには、各方面にいろいろな資料を求めました例があるのか、発行会社の指定によりまして割当をするというふうなことがあるのか、おそろくそれがたまたまの御質問に関係してくるものではあるまいかと思ひます。回答がなかったら、これについては、回答は例がないという回答があつたのでございます。

○横山委員 私の見たのはそれではなかつたような気がするのです。例がないのではなくて正確な回答がなかつたといふふうに私は何かで見ておるわけです。

時間ともまりましたので、この新株発行の手續その他についてまだ質問がありますけれども、特にきょう私が指摘をしたと思ひましたのは、二百八十条ノ二を中心にしたしまして事実上二百八十条ノ二が空文化してあること、それから証券会社及び証券取引所の役員員の恥部と申しますか、その問題についてこの際別決をする必要があるといふこと、それから特に「有利」といふことが先ほど御説明を受けましたけれども、まだどうして納得ができないと思はれること。どうもこの法案の趣旨が証券会社並びに大企業中心であつて、一般大衆投資家の利益を、權益を縮小してあるおそれがあること等を御意見を伺つたのであります。時間がございませぬので、えらい長く大竹さんには恐縮でございましたが、一応きょう私の質問はこれで終わります。

○大久保委員長 大竹太郎君。

○大竹委員 それでは前回に引き続きまして質問をいたしたいと思ひますが、きょうはこの株式の譲渡の方式の点からひとつ御質問をやらせていただきます。

それです第一に、この譲渡の方式を変えるといふことの一番の大きな理由は、大量の株式の流通にかんがみ、譲渡の手續を合理化するといふことが言われておるわけでありまして、いまほど横山委員のほうからいろいろ取引所の問題その他について御質問がありましてわかつたわけでありまして、私もこの取引所における実際というものが、私どももこの取引所における実際というものが、これらについて具体的に御説明をいたしたいと思ひます。

○新谷政府委員 株式の譲渡方式を現行法の裏書きあるいは譲渡証書によつて行ないますことを改めまして、株券を交付することによつて行なうといふことにいたしました。その間に大量の株式が証券市場で流通いたしております。その間におきまして、従来の譲渡方式によりまして、裏書きといふ形式を踏まなければならぬために、非常に手数がかかつておるといふことも事実でございます。またそのために手数料がかかるあまりに、記名、捺印を要する場合に、記名をしないでもただ捺印のみでやつておるといふふうな極端な例もあるわけでございます。しかもその捺印が、必ずしも会社に届けております。しかもその捺印が、必ずしも会社でございまして、極端な場合には偽造をされた捺印が行なわれまして、善意の取得者に対する関係では、従来の株主が權利を失つて善意の取得者が保護されることになるわけでありまして、そのようないふ実情を考へてみますと、現在の記名、捺印といふ形式を踏むことがはたして合理性があるのかどうか。問題はこれによりまして裏書き制度を廃止いたしました場合に、株券が盗難その他の事故にかりました場合に、もとの株主はたちどころに

權利を失つてしまふものではあるまいか。ただ譲渡契約と株券の交付といふものがあれば權利が移転いたします。この譲渡の方式を改めまして、その意味で株主の利益が害されることになるのではないかと、これに御質問の中心はあるやに伺ひたいと思ひます。

○大竹委員 いまお話をありましたように、やはり一番問題になるのは、自分で株式を保管していただくのが、極端な場合盗まれたといふような場合が、一番問題になると思ひますが、それならば一体、盗まれたとか、なくしたとかいふ事故届けを、たとえば会社へ出した場合には、会社はそれの名義書きかえを断ることが今度の改正法律でできますか、できませんか。

○新谷政府委員 株券盗難の事故届けが会社に出ますと、会社は十分調査いたしまして、株券を持つてきた人が正当に株券を取得したものでないといふことがわかりましたら、これは名義書きかえを拒否してよろしいわけでありまして、一応株券の占有者は適法の所持人と推定するといふことにいたしてございまして、これは推定でございまして、発行会社のほうでそうでないといふことがはつきりいたしますれば、これは名義書きかえに應じなくてもよろしいわけでありまして。

○大竹委員 それではまた小さい会社と大きな会社の問題になるわけでありまして、小さい会社に対しては譲渡の制限をさつておられるといふことになつたわけでありまして、これはもちろん株式の盗難その他に対する保護という面ではないわけでありまして、しかしやはりこの株券といふものは、普通の金や小切手とは根本的に違つたものだから、ふらふらは考へるものであります。たとえば定款でいままでの方式を譲渡方式にするといふようなことを定めることはできませんか、できませんか。

○新谷政府委員 二百五十五条の規定の改正後におきましては、定款でそのような定めをいたしまして、これは効力を生じません。譲渡方式は、「株券ヲ交付スルコトヲ要ス」この規定によつて運営されるわけでありまして、ただ、株券を譲渡する場合に、当事者の間で譲渡証書をつくるということ

は事実上差しかえないわけでありす。甲から乙に株券を譲渡したという証明のために、一応契約書をつくっておくという事は、これはむろん差しかえないと思ひます。

○大竹委員 次に何いしたいのでありますが、会社に対する対抗要件としては、株主名簿に記載されることを今度の改正でも要すると思ひのであります。やはり記名株式である以上は、その譲渡の場合においては、その株券には、株主名簿に記載されている現在の株式所有者の名前を書いて交付しなければならぬと思ひますが、その点はどうですか。

○新谷政府委員 裏書きを廃止いたしますので、現在の株主が自分の名前を書いて判を押して渡すということはむろんいたしません。しかし、記名株式でございまして、株主の名前をそれに表示するのはこれは当然でございまして、新しい株主の名前をそこに表示するという事になります。

○大竹委員 次に株券を転々せしめ終動かすという事となしに、いつまでも持つていたいという人のために特にいろいろ配慮してあるわけでありすが、これを見ますと、会社が自分の選択で株券を発行しないという事で株主名簿に記載する、また株券を銀行または信託会社に寄託をするという事になつておるのでありますが、これはどちらかといへば、私は株主の選択によつてやるべきものだと思ひますが、この点についてどうしてこういう規定になつたのか、御説明をいたしたいと思ひます。

○新谷政府委員 株券の所持を欲しない株主が会社にそのことを申し出ますと、会社のほうの選択によりまして、株券を発行しないという事を株主名簿に記載してその株券を無効にいたしますが、それともその株券をそのまま銀行なり信託会社に寄託して保管の責任に任ずるという二つの方法をとつたわけでございます。ただこの場合、発行会社といつたしましてどちらの方法をとるかという事は、それぞれの会社の都合もございましていろいろの事情がございまいしから、これは会社に一任する。ただ株主といつたしましては、自分が株券を所持しないということだけでよろしいわけでございます。会社は、会社にそのことを申し出て、あとの措置を会社にまかせるということにいたしましたわけでありす。ただし、株主といつたしましては、株券を発行しない旨が株主名簿に記載されたのか、あるいは銀行に寄託されたのか、その辺の事情がわかりませんと株主としても不安でございます。そこでどういふ措置をとつたかという事を発行会社といつたしましては株主に通知して、その辺の事情を明らかにしていくという形をとつたわけでございます。

○大竹委員 それでは私は考えるのでありますが、これはこんなやうなめんどうなことをしないで、株券は株券として発行させ、そしてその株券を自分が預かつていて、どこかにいつたり何かして悪いかからという株主のためにいろいろのめんどうがあるんだから、その発行会社が責任を持って保管して置くという事にするのが一番手とり早いし、経済的でもあると私は思ひますが、どういふことはお考えにならなかつたのですか、どうですか。

○新谷政府委員 これは実は譲渡方式を改めまして、つきましては、経済界から非常に強い要望があつたわけでございますけれども、大竹委員が最初御心配になりましたやうな点もございまして、法制度審議会といつたしまして非常に慎重に検討いたしました結果、この不発行あるいは寄託の制度というものを考えまして、特にこの規定を設けまして株主の保護をはかりたいといふにいたしましたわけでございます。もう少し手続を簡単にするなり、あるいは会社がみずから保管するなりということも考えられないことではないと思ひますのでございすけれども、事が株主の保護に關する事でございすので、できるだけ間違ひのないやうにいたしますために、やはり不発行にして無効にいたしました。それと、それとも確実な銀行等にこれを寄託しておく、そして会社の手元に置かないといふほうがよろしかろう、こういう結論になつたのでござい

まして、確かに仰せのやうにやや複雑なきらいはないではございせんけれども、株主保護のためにはその程度の措置は必要だろつといふやうに考へておるわけでございます。ただ、不発行にするか、あるいは銀行、信託会社に寄託するか、これはどちらでもよろしいわけでございますが、会社が定款で特に定めなければ、どちらか一つの方法に限定するといふこともむろん差しかえないといふやうに解釈されるわけでございます。

○大竹委員 私この点については多少意見があるものでありまして、株券そのものも大事でありますけれども、株主とすれば、その会社がほんとうに信用できないやうな会社の株券を持つておること自身がおかしいのでありまして、その株券をその会社に預けられないといふやうなもの考へ方は、私はどつちかといへばおかしいかと思ひます。これは銀行や信託会社に預ければ相當の金の金もかかることで、費用の負担の問題もその面の金もかかることで、費用の負担の問題もこまかく出てはいますからあれであります。こゝういふことはやはり何かの機会にもう一度私はお考へになつておいていただきたいと思ひわけでありす。

それで、よそへ寄託した場合であります。これはもちろん株券は発行会社が預かつてよそへ寄託するのでありますから、株主と寄託された銀行または信託会社とは何ら法律關係は生じないのであります。どうですか。

○新谷政府委員 株主としましては、発行会社に對して、單に自分は所持を欲しないからといふ申し出をするわけでございます。それに應じて発行会社は自分の判断に従ひまして、不発行にするか、あるいは発行会社の責任において銀行、信託会社に寄託しておくかといふことでございす。したがいましては、法律關係をいたしましては、株主と寄託を受けた銀行なり信託会社との間には直接の法律關係はございせん。したがいましては、株主は発行会社に対してのみ返還を求め得る、こゝういふことにいたしましたわけでございます。

○大竹委員 次に議決権の不統一行使の問題について二、三お聞きしたいのでありますが、この逐条説明によりまして、不統一行使をさせないといふ條で株主總會の円滑な運営を阻害する場合も生じ得るということが書いてあるわけでありす。第一に、議決権の不統一行使は、いままででも許されるといふやうな學說その他もたしかかなりあつたやうに聞いているのでありますが、この問題で争われたり、いわゆる總會の円滑な運営を阻害した例や判例は相當あるのですか、ないのですか。

○新谷政府委員 特にこれが争われまして訴訟になつたといふやうな例は、そんなにないやうに承知しております。ただ古い事案、ただ一件だけたしか訴訟になりました。不統一行使は許されないとはいふやうに判決したものがあつたと思ひます。しかし、現在の學說なりあるいは實際の解釋としましては、議決権の性質上これは不統一行使を許されるべきものであるといふやうな考へ方がだんだん多くなつておるわけでありす。實際の株式会社に於いてこれをどのように扱つておりますかといふことにつきましては、必ずしも明確ではございせんけれども、場合によつて不統一行使は許さないといふ態度でやつておるところもございまいし、また不統一行使も差しかえないといふ前提で議決権の行使を認めるところもあるのじやないかと考へられます。

○大竹委員 次に、やはりこの法律の中にありますが、信託その他他人のために株式を持つていふ場合ももちろんはつきりしてゐるんでありますが、「その他の場合」となつてゐるのであります。これはどういふやうな場合を考へておられるのか、むしろこゝういふ不統一行使といふやうな、ある意味においては矛盾した面もあるわけですから、「その他の場合」といふやうなもの、こゝういふ不明確な場合には不統一行使をさせないといふ、非常に限定した場合にはおいたほうがよろしいやうに考へるのですが、こゝういふやうなことを考へておられるのであります。

○新谷政府委員 二百三十九条の二の改正規定でございすが、その第二項に「株主が株式ノ信託ヲ引受ケタルコト其ノ他他人ノ為ニ株式ヲ有スルコトヲ理由トセザルヲ云々」と規定してございすが、「其ノ他他人ノ為ニ株式ヲ有スルコト」という場合というのは、信託のほかにはどういふことがあるかということでございますが、現在実例としてまさにこれがたりと入るという例は実はございせんけれども、信託を例示にあげまして、「其ノ他他人ノ為ニ株式ヲ有スルコトヲ理由トセザル」と、こういうことにしたわけでありまして、その信託以外に考えられますのは、消費寄託の場合があり得るだろうと考えます。これは現在まだ確定的なあれではございせんけれども、株式の集中決済をいたしますために振替決済制度というものが業界で考えられております。試験的に実施されておるうちに承知いたしております。これなどは信託ではなくてむしろ消費寄託であろうといふふうに考えるわけでありまして、こういった例がだんだん将来経済界の発展に伴ひまして出てくることも考えられますので、それに対処いたしますためにこゝろにございまして不統一行使を認める場合、認めない場合を規定していくべきであらう、こゝろにございまして今回の処置をとったわけでありまして。

そこで、問題はいま御質問にございましたように、ある一定の場合にのみ限定すべきではないかという御意見でございます。限定することも一つの考え方としては確かに成り立つわけでありまして、ある特定の場合にのみ不統一行使を認める、不統一行使は差しつかえないといふような規定にいたしますと、この限定した場合に該当したかどうかということ、これを正確に判断しなければならぬと思ひます。もしもそういう場合に該当するとして不統一行使を認めましても、万一それがその事案に該当しないといふふうなことになるまいかと、決議の有効、無効の問題が出てまいるわけでありまして。そうしますと、株主総会の決議が取り消されるかどうかといふような問題もまたひいては発生するわけでございます。そこでこちらを原則にするかということになりますと、不統一行使といふものを認めておいて、ただ会社のほうで明らかにこれに該当する、こういう事由に該当するから、これは不統一行使を認めない、認めないといふふうにしたほうが実際のほうではあるまいか。原則として不統一行使を認めることにいたしまして、ここに書いておきましたように、他人のために株式を有することを理由としないうち、こゝろに株式が明白であれば、会社がそれを拒むことができないといふようなやり方がむしろ実際に合うのではあるまいかといふことで、こゝろに規定にいたしたわけでございます。

○大竹委員 その点何だか不明瞭の点があるのですが、たとえばよく実際にあるのは、いま役員は株を持っていなくてもいいような規定になっておるというふうなことで、いわゆる他人の株を借りて何か株主になると同時に役員になるというものがいままも相当あると思ひます。そういうような場合は一体どうなるか。

○新谷政府委員 議決権を行使するために他人の株を形式的に借りて議決権を行使するという場合だろうと思ひますが……

○大竹委員 そりゃないのです。たとえば、その会社の役員になる、けれども株は持っていない、だけれども、ぜひその人に役員になつてもらいたい、だからほかの役員が他人名義の株をその人に貸してやつて、株主の名義にして、そして役員なら役員にするという場合がいまま世間に相当あると思ひます。

○新谷政府委員 お説のような取締役になるために一定の株を持っていなければならぬという場合に、形式的に甲という者が乙の株を譲り受けた形をとりまして、甲の名義になるという場合でございまして。この場合も、その実質を考えなければならぬのではないかと実は考えられます。と申しますのは、甲が乙から譲り受けまして、自分が株主でなければならぬ、そのために乙から譲り受けておるわけでございます。取締役の地位を去れば乙に返すのでございまして、けれども、少なくとも取締役であります間は必ず自分株主であることを要件とするわけでございます。自分のためにそれは名義を書きかえておるのではあるまいかと考えられます。そういう場合にはこれに該当しないと思ひます。ただし、こゝろにはなく、形の上だけ一応甲の名義にしておるけれども、それはあくまで乙の議決権を行使するのだ、実質的には乙が株主としての利益を享受するのだから、形だけ自分が預かっておくという趣旨でございまして、他人のために株式を有することになるのであらう、こゝろにこゝろに考えます。

○大竹委員 それではやはり問題になると思ひますが、これによりまして、総会の三日前に書面をもつて議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知しなければならぬといふことになる。それで一方では、正当な議決権を行使しないといふことになっておるものであります。これはやはり不統一行使をするほうで、法律的なことばでいへば疎明することであるいは証明することばでいへば疎明することであるいは証明することを出すといふふうに、実際問題とすればなるかもしませんが、そこはこゝろにこゝろに考えますか。

○新谷政府委員 不統一行使をしようといふときは、その旨と理由を三日前に書面で通知することを要するといふことが書いてございまして、株主はその旨を通知すればよろしいわけでありまして。はたしてこれが第二項の規定によつて拒み得るものかどうかといふことは、これは会社が判断するわけでございます。形式上はその理由を書いてございまして、実質的にそれがさういふ理由を持てないといふことが明白である場合、あるいはその理由そのものが他人のために株式を有しておるということになつていない場合、これが明白な場合には、これは会社のほうで議決権の不統一行使を拒否できる、こゝろにこゝろにいたしたのでございまして。株主のほうでそれを証明するといふのではなくて、むしろ会社のほうでそれを確かめて、議決権の不統一行使を認めるか認めないかを会社がきめる、こゝろにこゝろに考えますか。

○大竹委員 そりすると、さっきの議論にまた戻るわけですが、総会の円滑な運営のためにこゝろにものを認めるということがこの規定の趣旨とされていながら、もう現在不統一行使を許すか許さないかといふことで議論になつて、ますますいまの最初の趣旨と相反することになるのじゃないでしょうか。

○新谷政府委員 確かに、不統一行使を許すべき事案であるかどうかといふことが問題になりまして、場合によっては、仰せのように、その意味においては株主総会の運営を円滑に進行することができないといふことも言えるかと思ひますけれども、もしも会社のほうではつきりしたさういふ事情が把握できまないと、これを拒否することができまないので、議決権の不統一行使を認めざるを得ないといふことになるわけでございます。またかりにこれを拒否いたしましても、株主としては不統一行使を許さないといふだけで、従来一般に行なわれておりましたように、賛成か反対か、どちらかの議決権を行使することは、むしろこれは差しつかえないでございまして、そのことによつて株式会社の総会の運営が円滑を欠くようになるといふことは言えないのじゃないか、かように考えております。

○大竹委員 次に、この間の株主の数の問題とやはり関連してお聞きしておきたいのであります。不統一行使を通知する場合には、少なくとも不統一行使の内容と申しますか、名前まではあける必要はないですけれども、たとえば三つに分かれておるのなら、議決権の数も、百、二百、三百と内容が分かれていたら、その内容をあらかじめ会社へ通知しておく必要があるのじゃないか。それではない、不統一行使を通知しておけば、その内容はいわゆる出てきた人間の自由に、たとえば百のものなら一と九十九に分けられれば、機嫌に

えなければならぬ。これは乙、丙、丁の意思に従って甲が議決権を行使するわけでございます。

議決権を行使する時期における乙、丙、丁の意思を尊重して、その信頼関係に立つて甲が議決権を行使するのが適当なのでございまして、あらかじめそれを通知いたしまして、それに拘束されるというふうな結果になったのでは妥当でないのではないかと、このように考へるわけでございます。

○大竹委員 いまの株主総会の実際をあなたは御承知ないのじゃないかと思ふ。三日前に通知するときに賛否の内容までも通知を求めるといふ意味じゃないので、普通の場合だったら総会に行つて、そこでその内容がきまるべきものだと思ふ。だからいまのような三日前にきめるというのは、株数だけを三人なら三人にきめておく必要があるのじゃないか。それでなければ、その内容を明らかにしておかなければ、いまのお話で百の中さえ分けて行使されたつてしょうがないでしょう。それなら一人百株持つていつて、それを五十ずつに分けて、一人ずつ出たつて株主は不統一行使はできないのに、背後にいた人間が自分のかつてに不統一行使をしたという結果になるじゃないですか。

○新谷政府委員 仰せのように当初予定したことに反して、形式上の株主がかつてなことをやるかもしれないといふことではございまいしょうけれども、これは形式上の株主と背後におります実質上の株主との信頼関係でございまして、そこまでの不統一行使の際に立ち入つて議決権の行使の方法をきめておくといふことまでするのは、少し行き過ぎではあるまいかといふことではございまして。

○大竹委員 法律上はそうなりますけれども、それなら二人がぐるになつてやつたらどうなるか。私はそういう不統一行使をすることによつて、いわゆる総合荒らしとか、不当な議決権の行使をすることをなくすることが必要だろふと思ふ。いまのままでは、二人がぐるになれば、いわゆる自分の株をその三百株の中からどうでも自由にあやつれるじゃないですか。それがいけない。百ずつ、どつちへいつてもそれはいいですけども、その

中を細工できるといふことは私は不都合だと思ひます。

○新谷政府委員 この不統一行使と申しますのは、最初申し上げましたように、背後におります実質上の株主の意思を尊重して、その指図に従つてやるわけでございます。したがひまして、形式上の株主が議決権を行使いたしますのは、背後におります実質上の株主の意向を尊重するたてまえになつております。したがひまして、甲という形式上の株主が議決権を行使いたします際に、あくまでもその信頼関係に立つて、背後におる株主の意向を尊重してやるべきものでございまして、それを違反して、形式上の株主がかつてに自分で議決権の内容を左右してしまつたといふふうなことは、これは許される筋合いのものではないと思ひますけれども、そこまで法律的に規制してしまつたといふことは不可能ではないか。これはもつぱら、形式上の株主と背後におります実質上の株主との間の信頼関係の問題であらうと思ひます。

○大竹委員 それをいかに法的に割り切つていらつしやるけれども、それなら、たとえば背後にいる株主が五十ずつ分けて行使しろと言つて頼んだら、一体どうなりますか。だからそういう矛盾したことをなくするためには、少なくとも背後にいる株主の賛否なんかといふことは問題じゃない。背後には何人の株主がいるのだ、そしてその株主は何株持つてゐるのだといふことをはつきりさせておかなければならぬと思ひます。もちろん代理人が無断で好きに行使する場合、これはあなたがいまおつしやつたやうな場合だから、それはお互いの間の問題にしておけばいいのですけれども、それなら、二人でぐるになつたり、または背後にいる人がたとへば百株を何かの都合で五十ずつ分けて賛否を入れてくれと言つた場合には一体どうなりますか。私は非常に困ると思ふのです。

○新谷政府委員 会社と議決権を行使いたします株主との関係は、あくまでも形式的に株主として会社の株主名簿に登録されておる甲という株主、

そしてその持つております議決権は、株主名簿に記載されております株式数でございます。したがひまして、これを会社との関係におきましてどう行使するかといふことの責任は、会社との関係におきましては、甲が当然負ふべき筋合いのものでございまして。ただし、その背後におります者の意向を尊重して不統一行使を認めようといふことではございまして、背後におります者と形式上の株主との関係は、これは法律の面には出てまいりません。あくまでもそれは信頼関係に立つて甲と乙、丙、丁の間を律すべきものでございまして。もしもそれが乙、丙、丁の指図しましたとおりに甲が動かなくつた場合に、これは甲対乙、丙、丁の間の問題として考へるべき問題であります。そのことによつて会社に対する甲の議決権の行使といふものが左右される筋合いのものではないと思ひます。したがひまして、株主側の事情とその株主と会社との関係といふものは、法律的には全然別個の問題でございまして、会社に対して、実質上の株主が何株持つておる、あるいはそれをどういふふうな議決権行使について分け合ふかといふふうなことを法律上明確にするといふことは不可能ではあるまいか、このように考へておられます。確かにおつしやいます事情はよくわかるわけではございません。わかるわけではございまいけれども、形式的に議決権を行使し得る権能を持つております甲という株主と株式会社との関係、これはもつぱらその二つの関係によつてきまるわけでありまして。それを議決権をどう行使するかといふことは、その甲の責任において会社に対してやるわけではございません。しかし、甲と乙、丙、丁の関係は、会社の関係とは別問題でございまして、これはもつぱら事実上株主としての利益を受ける乙、丙、丁という者の指図に従つて、統一しないで甲が議決権を行使し得るといふことを認めただけなんです。したがひまして、法律上の問題といひましては、あくまでも株式会社と甲との関係のみでございまして。

○大竹委員 おつしやることはわかるのですが、ただ先ほどから、あらかじめ賛否を会社へ通知する

ことは、あとで変わると困るということをおつしやつてゐるのですけれども、何も賛否の問題じゃないのでありまして、その個数だけを通知するものにあわせて通知をさせておけば、私はいま申し上げましたやうな不都合は起こらぬと思ひますが、これはあとでひとつよく考へてみてくだ

ることは、あとで変わると困るということをおつしやつてゐるのですけれども、何も賛否の問題じゃないのでありまして、その個数だけを通知するものにあわせて通知をさせておけば、私はいま申し上げましたやうな不都合は起こらぬと思ひますが、これはあとでひとつよく考へてみてくだ

○大久保委員長 速記をとめて。
〔速記中止〕
○大久保委員長 それでは速記を始めて。
本日の議事はこの程度にとどめます。
次会は明後七日午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後一時三十七分散会